

心”から顎関節症の最初の記載であってほしい、
抜歯の記載であってほしいという“想い入れ”から
翻訳をしてはいけません。

2. his teeth の his は王か、王の子供か？

手紙は医師から王直属の長官に差し出されてお
ります。差し出す直接の相手は長官でありますから
王を his としても矛盾しないし、王の子供であ
っても支障はありません。“萌出説”ならば王で
はおかしいから王の子供になるでありません。
ただこの医師は前半部分で王を呼ぶ場合は sarru
と仕分けて表記しているため his は王の子供を指
しているほうが自然に思われます。

3. エジプト医術との相対の中での困難

時代的な傍証でしかありませんが、エジプトに
おいても抜歯処置の跡はありません。

Denton によれば残されている王侯の頭蓋を見
てもきわめて悪い状態の歯牙であっても抜歯がな
されず、抜け落ちんばかりの状態であってもその
まま放置されているとのこと。身体症状の軽減
のために日常的に抜歯がなされることについて
は当時の文化状況の中からは考えにくいこと
です。

以上の状況の中から a-na u-si-e は「歯を抜く」
のではなく「歯が生えてきた」が妥当なのではな
いと思われる。しかしながら、歯牙の萌出時期
の体調の変化を看取っている観察眼にはやはり
敬意を表さなくてはならないでしょう。それでい
て、王子が生まれながらに歯牙が生えている奇形
児であったならば、その王国は滅亡する、という
呪いの信念とが同居する状態でもあるので、ある
断片上において、見かけ上彼らが今日的な科学
的観察をしているからといって、彼らのうちにわ
れわれと同じような科学的認識があったというの
も早計でしょう。また、他の翻訳部分についても
すべての学者の意見が一致しているわけではあり
ません。現在の状況では“抜歯説”を完全に否定
できる状態ではありませんが今日流布している程
“抜歯説”が根拠のあるものでもないことを指摘し
ておきたいと思えます。

35) 米国各州における歯科医師法制定の 軌跡について

A Locus on the Inauguration of Dentists'
Law in Various States of the United States

東京歯科大学 森山 徳長
○春日 芳彦
田辺 明
栗山 美子
石川 達也

Norinaga Moriyama, Yoshihiko Kasuga,
Akira Tanabe, Yoshiko Kuriyama & Tat-
suya Ishikawa, Tokyo Dental College

Charles R., E. Koch 編 “History of Dental
Surgery” (第2巻の Dental Laws and Legisla-
tion, Dental Societies and Dental Jurisprudence
の項) (1910) 及び American Textbook of Den-
tistry 第3巻 Charles G. Garrison による
“Dental Jurisprudence” (1876) さらに American
Dental Association 発行 “A History of the
American Dental Association” (1959) に基づい
て米国各州における歯科医師法制定の軌跡につ
いて調べたので報告する。米国各州において1910
年以前に歯科医師法が制定された年度と州名は以
下の通りである。1841年アラバマ州、1867年ケン
タッキー州、1868年ニューヨーク州、オハイオ州、
1872年ジョージア州、1873年ニュージャージー
州、1874年サウスカロライナ州、1876年ペンシル
バニア州、1878年ニューハンプシャー州、1879年
インディアナ州、ノースカロライナ州、1880年ル
イジアナ州、1881年ウェストバージニア州、イリ
ノイ州、1882年ミシシッピ州、バーモント州、ア
イオワ州、1883年ミシガン州、1884年メリーラン
ド州、1885年カリフォルニア州、デラウェア州、
カンザス州、ミネソタ州、ノースダコタ州、サウ
スダコタ州、ウィスコンシン州、バージニア州、
1887年アーカンソー州、マサチューセッツ州、オ
レゴン州、フロリダ州、1888年ミズーリ州、ロー
ドアイランド州、1889年コロラド州、オクラホマ
州、1891年メイン州、テネシー州、1892年コロ
ンビア地区、1893年コネチカット州、ニューメキシ
コ州、アリゾナ準州、テキサス州、ワシントン州、

1894 年ユタ州, 1895 年モンタナ州, ネブラスカ州, 1899 年アイダホ州, ワイオミング州, 1903 年ハワイ準州, フィリッピン諸島, 1905 年ネバダ州, プエルトリコである。歯科医師法制定の社会的背景には, ①全国的に香具師やいかさま医師がはびこり歯科治療を行っていた, ②歯科医学校が相次いで設立された, ③医師が一般医療のうち歯科専門を標榜するためにアラバマ州で 1841 年に歯科医師法立法化が行われた, ④歯科医師資格試験の実施, ⑤アメリカ歯科医師会の母体の設立, ⑥南北戦争の終結, ⑦全国歯科医師試験委員協会の設立等があげられる。

明治 39 年の我が国における歯科医師法制定に先立つこと約半世紀, 米国の歯科医師法は歯科医業を規制し, 市民をニセ医者から守ることを目的として, 20 世紀初頭までに各州及び準州でそれぞれ別個に制定され, 歯科医業の秩序を整えたことで資本主義成長期の米国歯科医療の発展に大きく寄与した。

36) 榊林家と小倉

A Decendant of Chinzan Narabayashi
(1648~1711; Dutch Interpreter) in Kokura

福岡歯科大学 ○上瀉口 武
藤 英俊
児玉 淳
九州歯科大学 嶋村 昭辰
福田 仁一
北九州市 向野 明甫

Takeshi Kamigatakuch, Hidetoshi Toh and
Jun Kodama, Fukuoka Dental College
Akitatsu Simamura and Jin-ichi Fukuda,
Kyusyu Dental College
Akitoshi Mukuno, Kitakyusyu City

はじめに

戦前から戦後にかけて北九州市小倉北区(旧小倉市)小倉記念病院で小児科部長, 院長をされていた, 故榊林篤三氏が長崎の榊林家の縁故の方と以前, 聞き及んだことがあったが, それ以上確かめる関心もなく失念していたが, たまたま氏の長男故寿一氏, 平成 5 年死去の追悼文集「オリオン星雲への旅立ち」が遺族により発刊され, この寿

一氏が牛痘伝来期に活躍した京都の榊林栄建の曾孫であることと, 榊林家調査に関する中西 啓氏の寄稿文を拝見し, 「紅夷外科宗伝」の著者である榊林鎮山の子孫であることを知った。

榊林鎮山の「紅夷外科宗伝」はオランダ外科, とくにパレの「外科全集」の和訳書として知られ, その口腔外科の口唇手術に関して, 我々は幾つかの報告をなし, 前回は平戸の「パレ外科全集」について述べているが, 地元小倉においてその榊林家と関係のあったことを失念とはいえ放置することは出来ないで既に格別の知見はないかもしれないが, 榊林秀子(寿一夫人)さん他遺族の文集, 中西氏の教示により報告する次第である。

小倉記念病院と榊林篤三氏

小倉記念病院は大正 5 年小倉市宝町井筒屋裏に開設と同時に副島豫四郎氏(京大助教授)が院長となり, 同年榊林篤三氏(京大助手)は小児科部長として就任。昭和 12 年院長, 昭和 20 年小児科部長となり, 昭和 34 年第 11 回保険文化章を受領し, 昭和 36 年小倉で小児科医として生涯を全うした。

小倉記念病院は昭和 23 年厚生省に買収され, 朝日新聞西部厚生文化事業団に経営が代わって, 社会保険病院となり, 昭和 45 年小倉北区貴船町に移転現在に至っており, 小倉を代表する病院のひとつとして知られている。

榊林家の家系について

榊林家の家系は榊林流外科の開祖鎮山から外科家, 阿蘭陀通詞家, 別家, 分家と家系の複雑さのため, 史料の記載の異同が見られ判断に迷う点があったので, 中西先生の指摘により, 渡辺庫輔著の「寄陽論攻」に拠った。ただ膨大な内容なので, 関係分だけを略出した。鎮山の長男量右衛門は通詞家となり, 弟の栄久が医家を継いだ。次いで栄哲豊矩で, 栄哲(二代目)高茂, その嗣子栄哲(三代目)高連の長男が栄建, 次男が宗建である。栄建, 宗建はともにシーボルトの高弟として知られているが, 栄建は町年寄高島秋帆の疑獄事件に関連して, 秋帆逮捕の天保 13 年, 弟の宗建に家督を譲って京都に移住した。長崎から京都に移った栄建は, 鳩居堂主人熊谷直恭の力を借りて有信堂を開設し, 嘉永 2 年牛痘伝来に際し長崎の宗建より痘苗を受けた栄建は種痘接種に勤めた。京都では日野鼎哉が有名であるが, 鼎哉は翌 3 年死亡している。栄建は明治 8 年死亡 76 歳, 次代は建吉, そ